

# 令和6年法改正による変更点 (3)

## 市町村から指定を受けて介護予防支援を行う居宅支援事業所 様

### ■ 居宅支援事業所による介護予防支援の請求について

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになります。指定を受けた居宅介護支援事業所は、国保連に対し、給付管理票を提出し、**介護予防支援費Ⅱ**を請求します。介護予防支援の請求を行う場合は、以下の手順で設定を行ってください。

#### 画面：自事業者設定

親機のメインメニュー画面から

【自事業者設定】を開きます。

- ① **履歴追加**をクリックします。
- ② **介護予防支援費請求**にチェックを入れます。
- ③ **登録**をクリックします。
- ④ 「登録を行います。よろしいですか？」と確認のメッセージが表示されますので、**はい**をクリックします。
- ⑤ 【有効開始日の設定】画面が表示されますので、**介護予防支援の請求を開始した年月の月初**を設定してください。  
(例)令和6年4月から開始する場合  
→令和06年04月01日
- ⑥ **OK**をクリックします。

#### 画面：被保険者設定

メインメニュー画面から

【被保険者設定】を開きます。

- ① **履歴追加**をクリックします。
- ② 介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の請求実施で**自社の事業所名**を選択します。
- ③ **登録**をクリックします。
- ④ 「登録を行います。よろしいですか？」と確認のメッセージが表示されますので、**はい**をクリックします。
- ⑤ 【有効開始日の設定】画面が表示されますので、**介護予防支援費Ⅱの算定を開始した年月の月初**を設定してください。  
(例)令和6年4月から算定する場合  
→令和06年04月01日
- ⑥ **OK**をクリックします。

## 画面：月間ケアプラン

※注意※  
既に月間ケアプランを作成し、介護予防支援Iが登録済みの場合は、自動で変更されません。サービス内容の介護予防支援Iをダブルクリックして、介護予防支援IIに変更してください。

介護予防支援IIが自動表示されます。

## 画面：伝送ファイルの作成

給付請求チェックは、要介護者・自社で介護予防支援費を請求する要支援者まとめて一緒に行ってください。  
給付管理票情報と介護給付費請求明細情報は、  
**要介護者・自社で介護予防支援費を請求する要支援者まとめて1ファイル**で作成し、送信します。

給付請求チェックを行った要介護者と自社で介護予防支援費を請求する要支援者のデータが、まとめて1つのファイルで作成されます。  
(例) 対象年月: 令和6年4月の請求の場合  
→kk202405、km202405 を国保連に送信する。

伝送一覧のプレビューから、自社で請求する利用者が入っているか確認してください。

## 介護予防ケアマネジメント費について

事業対象者、総合事業のみ利用の要支援者の場合は、**介護予防ケアマネジメント費**を算定します。  
市町村からの指定を受けた居宅介護支援事業所でも、**介護予防ケアマネジメント費**の請求はできません。  
**地域包括支援センター**が国保連に対し、給付管理票を提出し、介護予防ケアマネジメント費を請求します。